

国立大学法人宮崎大学随意契約公表基準

平成 18 年 7 月 20 日
財 務 部 長 決 定
改正 平成 25 年 7 月 19 日

この基準は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第 5 2 条に定める、随意契約の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

1. 公表の対象とする随意契約

公表の対象とする随意契約は、国立大学法人宮崎大学会計規則第 3 6 条第 3 項又は第 4 項の規程により締結された随意契約のうち予定価格が規程第 3 3 条別表 1 の金額を超えるもの（以下「公表対象随意契約」という。）とする。

ただし、次に掲げる契約は公表の対象から除くものとする。

- ①本学の行為を秘密にする必要がある契約
- ②本学が研究者に代わって経理等の事務を行う研究資金による契約

2. 公表の時期及び方法

契約担当役等は、公表対象随意契約につき、随意契約を締結した日の翌日から起算して 7 2 日以内に本法人のホームページ上に掲載する方法により公表を行うものとする。なお、各年度の 4 月 1 日から 4 月 3 0 日までの間に締結した随意契約については、9 3 日以内に公表を行うものとする。

また、公表は、少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までホームページに掲載するものとする。

3. 公表内容

契約担当役等は、公表対象随意契約に関し、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- ①随意契約に係る物品又は役務等の名称及び数量
- ②該当部局の名称及び所在地
- ③随意契約を締結した日
- ④随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤随意契約に係る契約金額
- ⑥随意契約によることとした理由
- ⑦その他必要事項

なお、随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみではなく、具体的な理由を簡潔に掲載するものとする。